平成２５年（フ）第７６２５号
東京都板橋区志村１丁目４番23号
破産者　有限会社ティー・ティー・エム
1　決定年月日　平成25年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７６６３号
東京都品川区東五反田５丁目６番36号
破産者　株式会社神岡明章堂
1　決定年月日　平成25年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７６８９号
埼玉県上尾市本町２丁目２番19号カーサ上尾本町201、商業登記簿上の本店所在地東京都千代田区九段北１丁目５番５号
破産者　株式会社メイセル
1　決定年月日　平成25年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７６９０号
埼玉県上尾市本町２丁目２―19―201
破産者　齋藤　明正
1　決定年月日　平成25年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７６９５号
埼玉県坂戸市本町13―33―405、開始決定時の住所埼玉県坂戸市大字片柳726―１　ウェストラヴィーヌＤ号棟
破産者　宮澤　聖市
1　決定年月日　平成25年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７７１５号
東京都青梅市友田町２丁目656番地の７
破産者　有限会社西多摩興産
1　決定年月日　平成25年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７７１６号
東京都青梅市友田町１丁目817―１
破産者　小柳　　明
1　決定年月日　平成25年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７７４４号
神奈川県横浜市泉区和泉町5731番地２グリーンメゾンいずみ野１―１―202
破産者　有限会社クリーンセミタリー
1　決定年月日　平成25年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７７４６号
東京都世田谷区喜多見７丁目25番17号
破産者　株式会社ターゲット
1　決定年月日　平成25年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７７６１号
東京都八王子市別所２丁目13番地４―107
破産者　株式会社ミズホゴルフサービス
1　決定年月日　平成25年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７７７６号
東京都杉並区下井草１丁目31番14号
破産者　トーヨーソフト株式会社
1　決定年月日　平成25年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７７７７号
東京都杉並区下井草１丁目31―14
破産者　長田　綱紀
1　決定年月日　平成25年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８５５０号
東京都目黒区中目黒３丁目３―３―212
破産者　須藤規実子（旧姓平沼）
1　決定年月日　平成25年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８５５４号
東京都葛飾区青戸３丁目９―１―311
破産者　越山　博江
1　決定年月日　平成25年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８５８８号
東京都足立区加賀１丁目５―16―101
破産者　辛島　和美
1　決定年月日　平成25年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８６１１号
東京都世田谷区粕谷３丁目15―２
破産者　吉見　恵子
1　決定年月日　平成25年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８６５８号
東京都日野市多摩平３丁目３―30―102
破産者　入江　　忍
1　決定年月日　平成25年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８７０３号
東京都世田谷区太子堂５丁目17―９　アーバンリゾート三軒茶屋パート４―423
破産者　佐藤　貴奈
1　決定年月日　平成25年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８７６３号
東京都渋谷区本町１丁目25―８―101
破産者　菊池　道夫
1　決定年月日　平成25年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８７６９号
東京都品川区戸越１丁目19―５
破産者　今田　宏治
1　決定年月日　平成25年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８７７０号
神奈川県横浜市都筑区折本町138　友ビル１号403
破産者　今田　健治
1　決定年月日　平成25年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８７７７号
東京都江東区白河１丁目７―17―402
破産者　矢島　和宏
1　決定年月日　平成25年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部